

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

消防本部 予防課

許認可等の内容		少量危険物タンク等の検査
根拠法令等及び条項		栃木市火災予防条例第47条
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	日
審査 基準	根拠条項	栃木市火災予防条例第47条
	参考事項	栃木市火災予防条例第46条
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>栃木市火災予防条例</p> <p>第47条 消防長は、前条第1項の届出に係る指定数量未満の危険物又は指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱うタンクを製造し、又は設置しようとする者の申出により、当該タンクの水張検査又は水圧検査を行うことができる。</p> <p>2 前項に規定する検査を受けようとする者は、申請の際、別に定める手数料を納付しなければならない。</p> <p>[参考] 手数料 1基につき6,000円</p>	